

新潟市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 9 月 30 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 86 号

新潟市医療法施行細則の一部を改正する規則

新潟市医療法施行細則（平成 12 年新潟市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 条第 1 項」を「第 1 条の 14 第 1 項」に改める。

第 14 条第 2 号中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「及び省令第 25 条の 2 の規定による診療用粒子線照射装置」を加え、同条第 8 号中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「，診療用粒子線照射装置」を加え、同条第 9 号中「又は診療用高エネルギー放射線発生装置」を「，診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用粒子線照射装置」に改める。

別記様式第 3 号中「第 1 条第 3 項」を「第 1 条の 14 第 3 項」に改める。

別記様式第 4 号中

「6 助産所の嘱託医師の住所及び氏名」  
を

「6 嘱託医師等の状況（分娩を取り扱う助産所の場合）

（1） 嘱託医師（病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師）の  
住所及び氏名又は病院若しくは診療所において産科若しくは産婦人科を担当する  
医師のいずれかが対応を行うことを嘱託した場合の当該病院若しくは診療所の所  
在地及び名称

（2） 嘱託医療機関（産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診  
療を行うことができる病院又は患者を入院させるための施設を有する診療所）の  
所在地及び名称

」

に、

「 2 嘱託医師となる旨の承諾書及び免許証の写し

」

を

「 2 分娩を取り扱う助産所の場合

- ① 嘱託医師又は病院若しくは診療所において産科若しくは産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを嘱託した場合の当該病院若しくは診療所に嘱託した旨の書類

- ② 入院設備を有する嘱託医療機関に嘱託した旨の書類

」

に改める。

別記様式第 5 号中「並びに助産所嘱託医師の住所及び氏名」を削り、

「 1 3 開設年月日

」

を

「 1 3 嘱託医師等の状況（分娩を取り扱う助産所の場合）

- （ 1 ） 嘱託医師（病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師）の住所及び氏名又は病院若しくは診療所において産科若しくは産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを嘱託した場合の当該病院若しくは診療所の所在地及び名称

- （ 2 ） 嘱託医療機関（産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は患者を入院させるための施設を有する診療所）の所在地及び名称

1 4 開設年月日

」

に、

「6 助産所の場合は、嘱託医師の承諾書及び免許証の写し」  
を

「6 分娩を取り扱う助産所の場合

- ① 嘱託医師又は病院若しくは診療所において産科若しくは産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを嘱託した場合の当該病院若しくは診療所に嘱託した旨の書類

- ② 入院設備を有する嘱託医療機関に嘱託した旨の書類」

に改める。

別記様式第6号中「第1条第4項」を「第1条の14第4項」に改める。

別記様式第7号中

「2 助産所にあつては、「嘱託医師の氏名」の変更の場合は、変更後の当該者の免許証の写し及び承諾書」  
を

「2 分娩を取り扱う助産所の場合

- ① 「嘱託医師の住所及び氏名又は病院若しくは診療所において産科若しくは産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを嘱託した場合の当該病院若しくは診療所の所在地及び名称」の変更の場合は、変更後の嘱託医師又は病院若しくは診療所に嘱託した旨の書類

- ② 「嘱託医療機関（産科又は産婦人科及び小児科を有し、新生児への診療を行うことができる病院又は入院施設を有する診療所）の所在地及び名称」の変更の場合は、変更後の嘱託医療機関に嘱託した旨の書類」

に改める。

別記様式第8号中

「4 「助産所の嘱託医師の氏名」を変更した場合は、新たに就任する医師の免許証の写し及び承諾書」

を

「4 分娩を取り扱う助産所の場合

① 「嘱託医師の住所及び氏名又は病院若しくは診療所において産科若しくは産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを嘱託した場合の当該病院若しくは診療所の所在地及び名称」の変更の場合は、変更後の嘱託医師又は病院若しくは診療所に嘱託した旨の書類

② 「嘱託医療機関（産科又は産婦人科及び小児科を有し、新生児への診療を行うことができる病院又は入院施設を有する診療所）の所在地及び名称」の変更の場合は、変更後の嘱託医療機関に嘱託した旨の書類」

に改める。

別記様式第16号中

「診療用高エネルギー放射線発生装置備付届」を

「診療用高エネルギー放射線発生装置  
診療用粒子線照射装置 備付届 に、  
」

「(2) エックス線」を

「(2) エックス線

(3) 陽子線 に、

(4) その他（ ）」

「診療用高エネルギー放射線発生装置の」を「診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用粒子線照射装置の」に改め、「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」の次に「又は診療用粒子線照射装置使用室」を加え、「高エネルギー放射線診療関係施設」を「高エネルギー放射線診療関係施設又は粒子線診療関係施設」に改め、同様式（別紙）を同様式（別紙1）とし、同様式に次のように加える。

(別紙 2)

| 診療用粒子線照射装置備付届 |                                                                  |         |      |   |   |   |
|---------------|------------------------------------------------------------------|---------|------|---|---|---|
| 診療所名          |                                                                  |         | 整理番号 | 1 | 2 | 3 |
| 所在地           |                                                                  |         | 区分   |   |   |   |
| 診療用粒子線照射装置    | 製作者名                                                             |         |      |   |   |   |
|               | 型式                                                               |         |      |   |   |   |
|               | 定格出力                                                             | 陽子線     |      |   |   |   |
|               |                                                                  | その他 ( ) |      |   |   |   |
|               | 製造年月日                                                            |         |      |   |   |   |
| 装置の防護         | 利用線 <small>すい</small> 錐 以外の放射線量と利用線 <small>すい</small> 錐 の放射線量との比 |         |      |   |   |   |
|               | 被ばく低減防護措置                                                        |         |      |   |   |   |
|               | 放射線発生自動表示装置                                                      |         |      |   |   |   |
|               | 粒子線発生遮断装置                                                        |         |      |   |   |   |
| 使用室           | 診療室名                                                             |         |      |   |   |   |
|               | 診療室の構造                                                           |         |      |   |   |   |
|               | 材質等                                                              | 天井      |      |   |   |   |
|               |                                                                  | 床       |      |   |   |   |
|               |                                                                  | 壁       |      |   |   |   |
|               | 画壁の外側における実効線量                                                    |         |      |   |   |   |
|               | 出入口                                                              |         |      |   |   |   |
|               | 放射線発生自動表示装置                                                      |         |      |   |   |   |
| 使用室である旨の標識    |                                                                  |         |      |   |   |   |
| 管理区域である旨の標識   |                                                                  |         |      |   |   |   |

|             |                           |  |  |  |
|-------------|---------------------------|--|--|--|
| 管理区域        | 管理区域の外側における線量当量           |  |  |  |
|             | 管理区域の境界におけるその他の<br>立入禁止措置 |  |  |  |
| その他         | 注意事項の掲示（従事者）              |  |  |  |
|             | 敷地内の居住区域及び境界の<br>線量当量     |  |  |  |
|             | 注意事項の掲示（患者）               |  |  |  |
|             | その他の患者の被ばく防止措置            |  |  |  |
|             | 使用室内でのエックス線装置の併用          |  |  |  |
| 被ばく防止のための器具 |                           |  |  |  |
| 従事者の被ばく測定方法 |                           |  |  |  |

別記様式第 2 2 号中

「診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置

診療用高エネルギー放射線発生装置

診 療 用 放 射 線 照 射 装 置

診 療 用 放 射 線 照 射 器 具に関する変更届 を

放 射 性 同 位 元 素 装 備 診 療 機 器

診 療 用 放 射 性 同 位 元 素

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 」

「診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置

診療用高エネルギー放射線発生装置

診 療 用 粒 子 線 照 射 装 置

診 療 用 放 射 線 照 射 装 置

に関する変更届 に改める。

診 療 用 放 射 線 照 射 器 具

放 射 性 同 位 元 素 装 備 診 療 機 器

診 療 用 放 射 性 同 位 元 素

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 」

別記様式第 2 3 号中

「診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置

廃止届 を

診療用高エネルギー放射線発生装置 」

「診療用エックス線装置

診療用高エネルギー放射線発生装置廃止届 に、

診療用粒子線照射装置 」

「 エックス線

廃止した 装置 を

放射線発生 」

「 エックス線

廃止した放射線発生装置 に改める。

粒子線照射 』

附 則

この規則は、公布の日から施行する。